

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会におけるこれまでの主な意見(目次)

※これまでの各回における議題の「特に議論いただきたい点」を基に整理

社会保障審議会生活困窮者自立支援
及び生活保護部会(第19回)

令和4年8月24日

資料1

<総論>

<第15回部会関係>

(15-1) 生活困窮者に対する自立相談支援のあり方について

- ① 自立相談支援事業の機能強化・関係機関との連携について
- ② 自立相談支援機関の支援体制の確保について

(15-2) 被保護者に対する自立支援のあり方について

- ① 自立支援プログラムについて
- ② ケースワーカーの役割について
- ③ 関係機関との連携について

<第16回部会関係>

(16-1-1) 自立相談支援事業における就労支援のあり方について

- ① 就労支援全般について
- ② 就労準備支援事業について
- ③ 認定就労訓練事業について
- ④ 他制度との連携について

(16-1-2) 被保護者に対する就労支援について

- ① 就労支援全般について
- ② 就労インセンティブについて
- ③ アセスメントについて

(16-2-1) 生活困窮者家計改善支援のあり方について

- ① 生活困窮者家計改善支援事業のあり方について
- ② 他制度との連携について

(16-2-2) 被保護者に対する家計改善支援等のあり方について

- ① 被保護者家計改善支援事業について
- ② 金銭管理支援について

(16-3) 生活困窮者自立支援制度と生活保護の連携のあり方について

<第17回部会関係>

(17-1) 被保護者健康管理支援事業・医療扶助について

(17-2-1) 子どもの貧困への対応について

①生活支援について

②高校生への切れ目のない支援について

③関係機関との連携強化について

(17-2-2) 生活保護世帯における子どもの貧困への対応について

①親を含めた子育て世帯全体への支援について

②学習支援費について

③大学等への進学について

④大学進学に要する費用の取扱いについて

(17-3) 生活困窮者自立支援制度と関連施策の連携のあり方等について

<第18回部会関係>

(18-1-1) 生活困窮者支援における居住支援等のあり方について

①居住支援全般について

②一時生活支援事業等について

③住居確保給付金について

(18-1-2) 生活保護における居住支援等のあり方について

①保護施設について

②無料低額宿泊所、日常生活支援居住施設について

③居宅移行について

(18-2-1) 生活困窮者支援における支援を担う体制づくり及び人材育成等について

①都道府県及び町村の役割のあり方等

②人材養成研修のあり方

(18-2-2) 生活困窮者支援における支援を担う体制づくり及び人材育成等について

①自治体支援について

②人材養成研修等について

(18-3) 生活保護業務の効果的・効率的実施及び不正受給対策について

①事務負担の軽減

②不正受給対策

<その他の意見について>

総論

主な意見

- 生活困窮者自立支援制度(困窮制度)は相談支援事業を中心とした制度、生活保護制度はケースワークをしながらも給付がある制度という違いにそれぞれの制度の強みがあり、両制度の良さを一体化するのではなく、区分がある重なり合いが必要ではないか。
- 困窮制度は相談支援を中心とした「人が人を支える」制度であることから、給付や貸付業務は困窮制度に付加せず、別立ての仕組みとすることが必要。
- 生活保護に対する先入観や、被保護者と被保護者以外の新たな生活困窮者との分断を断つため、エビデンスベースでの議論を行うこと、生活保護制度の内と外を横断する新しい生活困難層にも届く支援を行うことが必要ではないか。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により顕在化した課題を考慮した対応を検討することが必要ではないか。

(15-1) 生活困窮者に対する自立相談支援のあり方について

各論	主な意見
①自立相談支援事業の機能強化・関係機関との連携について	<ul style="list-style-type: none">● 支援会議の設置率が低いので、義務化が必要。また、生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォームの設置の義務化が必要ではないか。● 地域包括支援センター、地域若者サポートステーション、金融機関等の他機関との連携をさらに進めることが必要。● 税財源が十分に整備されていない指定都市の相談件数が多くなっている。今後の行政需要も指定都市に集中していくことが予測されるため、税財源の検討が必要。● SNSを含むICTの活用による相談環境の整備や、相談を受ける側のICT研修の支援が必要。
②自立相談支援機関の支援体制の確保について	<ul style="list-style-type: none">● 外国人が多い地域など、地域特性に応じた体制強化やその好事例の横展開が必要。● ①ワンストップ相談機関としての振り分け②伴走型支援③地域づくりの3つの役割を担うためには、コロナや災害時の緊急対応も考慮しつつ、相談件数、世帯数、人口規模等配置基準の検討が必要。● 支援員の賃金実態も把握しつつ、財源を確保して支援員の処遇改善と雇用の安定を図ることが必要。● 委託先の選定の際は、支援の質や実績、地域とのつながりなどを総合的に判断することが必要。
③その他	<ul style="list-style-type: none">● 困窮制度は相談支援を中心とした「人が人を支える」制度であることから、給付や貸付業務は困窮制度に付加せず、別立ての仕組みとすることが必要。【再掲】

(15-2) 被保護者に対する自立支援のあり方について

各論	主な意見
①自立支援プログラムについて	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立支援プログラムの趣旨は保護を受けながら自尊心を回復することであれば、就労率・増収率が適切なKPIか検討すべき。 ● メンタルヘルス等の課題を抱える被保護者が多いのに日常生活自立に関するプログラム策定数が少ない。特に健康管理支援事業は重要であり、在宅療養等についても保健部局等の関係機関との連携によって進めることが必要。
②ケースワーカーの役割について	<ul style="list-style-type: none"> ● ケースワーカーの役割(被保護者に係る全ての支援ではなく、他施策等をコーディネートすること等)への理解が不可欠。 ● ケースワーカーには、ケースワークに加え、地域の関係機関との連携に係るコーディネートとなるソーシャルワークの役割も求められる点を明文化すべき。 ● ケースワークの専門性を担保する仕組みが不十分。福祉の専門性を持った人を確保していくことが課題。 ● ジェネラリストとして採用されたケースワーカーが、専門性を持つこともできるよう人事制度上の政策を検討すべき。
③関係機関との連携について	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保護者に対する支援は生活保護のみで完結しないのでケースワーカーのみの役割とすべきではない。個々の利用者の状況に即し他施策の相談支援等が利用できるようにすべき。 ● メンタルヘルス等の課題を抱える被保護者が多いのに日常生活自立に関するプログラム策定数が少ない。特に健康管理支援事業は重要であり、在宅療養等についても保健部局等の関係機関との連携によって進めることが必要。【再掲】 ● 各関係機関との支援体制の構築に当たり、好事例の展開や研修等により、現場の負担軽減を図ることが必要。

(16-1-1) 自立相談支援事業における就労支援のあり方について

各論	主な意見
①就労支援全般について	<ul style="list-style-type: none">● 多様な働き方を前提としたオーダーメイド型の支援を検討すべき。
②就労準備支援事業について	<ul style="list-style-type: none">● 全国どこでも必要な支援を受けられるよう、就労準備支援事業を必須事業化すべき。● 小規模自治体では支援対象者が少ないことも多い。専門性の高い事業を必須事業化することについては慎重に検討する必要。● 必須化に向けた必要な人材の配置・育成強化などの課題を具体的に検討することが必要。● 自治体間格差是正のため、好事例の横展開等を行うべき。● 必須化に当たっては、現場の創造的な取組が縮小しない形とする必要。事業実施を行う上でのモチベーションとなるよう、実施要綱の段階から工夫することが必要。● 必須化を行う際には、広域連携が重要。● 就労準備事業と就労支援は一体的に実施する必要。実施率向上のためには受け入れ事業者へのインセンティブが必要。連携実施による国庫補助率の引き上げも必要。就労支度金等で自立を後押しすることも必要。● 交通費がネックとなるので配慮が必要。

(16-1-1) 自立相談支援事業における就労支援のあり方について

各論	主な意見
③認定就労訓練事業について	<ul style="list-style-type: none">● 伸び悩んでいる現状を踏まえ、障害者雇用の先行事例を参考にしたり、公契約の優先調達の仕組みの活用も検討することが必要。● 受け入れ先事業者に加え、本人に対しても金銭的なインセンティブが必要。● 必ずしも一般就労への移行ではなく、就労訓練事業を利用を継続するといった選択制も重要ではないか。
④他制度との連携について	<ul style="list-style-type: none">● 困窮の枠組みを超えた様々な連携のプラットフォームを構築するため、自治体が主導的な役割を果たす必要。● 就労準備支援事業の必須化に当たり障害のA・B型事業所など分野を超えた雇用と福祉の更なる連携が必要。● 母子・父子自立支援プログラム策定員との連携強化、地域訓練協議会への生活困窮者支援担当者の参画による連携強化が必要。

(16-1-2) 被保護者に対する就労支援について

各論	主な意見
①就労支援全般について	<ul style="list-style-type: none">● 家計改善支援事業、就労準備支援事業等について、被保護者も利用できるようにすべき。● これまで「その他世帯」には就労支援すべきとしてきたが、その他世代の中身も多様であり、被保護者世帯の中で就労支援が有効な範囲をどのように捉えるか考えることが必要。● 自治体が、NPOや社会福祉法人、民間企業と連携し、被保護者の多様な働き方を提供できる取組を行うことができるよう支援をお願いする。
②就労インセンティブについて	<ul style="list-style-type: none">● 現場では保護受給期間が長い被保護者への就労支援に苦慮している。就労意欲が増すようなインセンティブ強化等の検討をお願いする。● 就労自立給付金の支給などの支援により自立を後押しすることが必要。
③アセスメントについて	<ul style="list-style-type: none">● アセスメント・評価・再アセスメントの過程を柔軟に考えるべき。● 社会と繋がることを目的とし、一步一步進めるようなアセスメントを期待。

(16-2-1) 生活困窮者家計改善支援のあり方について

各論	主な意見
①生活困窮者家計改善支援事業のあり方について	<ul style="list-style-type: none">● 全国どこでも必要な支援を受けられるよう、家計改善支援事業を必須化すべき。● 補助率の引上げや、支援員の適切な配置、庁内連携強化等のための法定の専従職員配置、人材育成の強化について検討することが必要。● 自治体間格差是正のため、好事例の横展開等を行うべき。● 小規模自治体では支援対象者が少ないことも多い。専門性の高い事業を必須事業化することについては慎重に検討する必要。● 相談支援時に決済できるような、少額の緊急貸付けの仕組みが必要。● 支援者への研修・支援を行うとともに、FPや弁護士等の専門家への委託も効果的ではないか。● 金銭管理支援は目的が異なるので別の事業として整備することが必要。
②他制度との連携について	<ul style="list-style-type: none">● 税部局・社協との連携や個人情報の取扱いも含めた情報連携の仕組みが必要。● 簡易な金銭管理等の地域生活における意思決定支援の取組については、成年後見制度を始めとする権利擁護支援と連携した公共性の高い取組が必要であり、身寄りのない人の増加も踏まえ、全国で積極的に推進することが必要。

(16-2-2) 被保護者に対する家計改善支援等のあり方について

各論	主な意見
①被保護者家計改善支援事業について	<ul style="list-style-type: none">● 家計改善支援事業、就労準備支援事業等について、被保護者も利用できるようにすべき。【再掲】
②金銭管理支援について	<ul style="list-style-type: none">● 被保護者の金銭管理にあたって、本人の意思決定支援という側面と保護的な管理という側面でジレンマを抱えるケースワーカーも多い。より細かく金銭管理を手当てしていくことが必要。● 管理する金銭管理か、エンパワーメントする金銭管理かが重要。本人がよりよい人生となる金銭管理はどうあるべきかを検討することが必要。

(16-3) 生活困窮者自立支援制度と生活保護の連携のあり方について

主な意見

- 困窮・保護両制度の重なり合う支援が必要。
- 生活困窮者自立支援制度は相談支援事業を中心とした制度、生活保護制度はケースワークをしながらも給付がある制度という違いにそれぞれの制度の強みがあり、両制度の良さを一体化するのではなく、区分がある重なり合いが必要ではないか。【再掲】
- 両法の対象者の規定のあり方について議論が必要。
- バトンゾーンのように、一定程度のつなぎのゾーンを明確化した方が支援がしやすいのではないか。
- 重なり合う支援の実施の検討にあたっては、両制度の各事業内容・支援内容を明確にし、協議・連携の在り方を整理することが必要。
- 両制度の連携の好事例を展開すべき。
- 家計改善支援事業、就労準備支援事業等について、被保護者も利用できるようにすべき。【再掲】
- 支援員の質が向上するまでの一定期間、スーパーバイザーを配置することが必要ではないか。
- 両制度の支援者の人事交流や研修等、組織的な連携を検討することが必要。
- 困窮制度における個人情報・支援内容を保護制度にも共有できるような仕組みが必要ではないか。

(17-1) 被保護者健康管理支援事業・医療扶助について

各論	主な意見
①被保護者健康管理支援事業について	<ul style="list-style-type: none"> ● ケースワーカーのみで支援を行うのではなく、他制度・機関との連携や協働を進めるべき。 ● 健康管理支援事業に係る人材確保等が必要。 ● 被保護者自身の健康意識・自尊感情の改善が必要。そのため、周辺施策を含めた社会生活面のアプローチが重要。 ● 医療アクセスが困難な者も必要な医療を受診できるよう検討すべき。
②医療扶助について	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療扶助適正化は、これまでの福祉事務所による取組で改善や状況把握が進んできていることは評価すべき。 ● 必要な医療が制限されることは許されず、受診回数はスクリーニングには有効だが、指導は医学的判断に従うべき。医療機関と行政等の連携は、医療の必要性を下げ、自立につながる。 ● 頻回受診の背景に孤独や医師への依存等があるので、医師以外に本人の居場所をどう作るか検討が必要。 ● 精神障害の長期入院対応は、精神福祉担当部局との連携や、地域移行の受け皿となる資源を多く作る必要がある。 ● 医療扶助審議会の設置や審議内容の充実により、都道府県の医療に係る専門的知識をバックアップし、市区町村へ支援を可能とする体制整備が必要。 ● 専門的な知識を有する人材の配置に課題があることや事務量の増加が伴うことから、各都道府県等と十分協議し、合意の上で制度の具体化を進めることが必要。 ● 実効性の確保という観点から、都道府県が関与するための統一的な指標を示すとともに、他機関との連携も考慮すべき。 ● 生活保護受給者の国保加入は、制度課題や運営状況を把握した上で、慎重に議論を行うべき。 ● 生活保護受給者の国保や後期高齢者医療制度への加入を含めた医療扶助のあり方について、課題を示した上で議論を始めるべき。

(17-2-1) 子どもの貧困への対応について

各論	主な意見
①生活支援について	<ul style="list-style-type: none">● 事業を必須化するとともに、事業の質を改善すべき。自治体間格差是正のため、好事例の横展開等を行うべき。● 実施率向上のため、補助率を上げることが必要。● 食材費や移動等の子どもに必要な経費を補助対象とすることが必要ではないか。● 就学前の子どもに対する支援が重要。● 就学前の子どもに対する支援は、学習支援というよりも親の生活への支援を行う必要があるのではないか。● 子どもに対する支援だけでなく、これを入口とした世帯全体への支援が重要。● 世帯全体への支援を行うことができる事業者を優先的に採択するような仕組みが必要ではないか。● 包括的な支援を行うため、自立相談機関が全体のコーディネート機能を発揮することにより、世帯全体への生活支援を行うべきではないか。● 文化的貧困への対応として、子どもに必要な生活体験が与えられる支援メニューが必要。● 家庭訪問により親を含めたアウトリーチを強化することが必要。● 事業の周知が必要。● コロナ禍における子どもへの重点的な支援が必要。

(17-2-1) 子どもの貧困への対応について

各論	主な意見
② 高校生への切れ目のない支援について	<ul style="list-style-type: none">● 小学生・中学生の時に支援をしていた団体が引き続き相談にのる等、中退せずに就職や進学に結びつけるような支援の強化が必要。● 広域連携でデジタルを活用した支援もできるようにすべき。
③ 関係機関との連携強化について	<ul style="list-style-type: none">● 教育機関など、各機関への事業の周知や情報連携の働きかけを進めるべき。● 運動習慣の形成が重要であることから、スポーツ庁との連携が必要。● 子どもが成人するまでの一貫した支援が必要であることから、子ども家庭センターや福祉事務所の家庭児童相談室等との連携・役割分担の検討が必要。● 子どもの学習・生活支援事業の実施率の向上のためには、地域の実情にあわせて、「地域未来塾」「ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業」といった類似事業と一体的に実施できるような予算面等の工夫をした方がよいのではないかと。

(17-2-2) 生活保護世帯における子どもの貧困への対応について

各論	主な意見
①親を含めた子育て世帯全体への支援について	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの進学意欲のため、できるだけ早い段階から、ケースワーカーによる親への情報提供や関係機関との連携を行うことが必要。
②学習支援費について	<ul style="list-style-type: none"> ● 実績が振るわない要因の一つとして被保護者に対する周知不足があり、自治体による周知徹底が必要。
③大学等への進学について	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保護者世帯及び一般世帯の共通の課題として、生活保護の枠組みにとらわれず、修学支援新制度等による教育施策の中で幅広く検討すべき。 ● 奨学金やアルバイト等で学費・生活費を賄っている学生もおり、一般世帯との均衡を考慮すべき。 ● 大学進学に係る生活保護の適用を認めると、相当数が保護の対象となるのではないか。 ● 大学進学に係る生活保護の適用については慎重に検討すべき。大学進学しなくとも活躍できる機会は多くあり、高校卒業後直ちに就職する場合の支援についても強化すべき。 ● コロナ禍で困窮した大学生について一時的に生活保護を利用可能とすべきではないか。
④大学進学に要する費用の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学入学決定後短期間で納入する費用について、前期授業料、施設設備費用等について収入認定除外の範囲を拡大すべき。

(17-3) 生活困窮者自立支援制度と関連施策の連携のあり方等について

主な意見

- 高齢者、障害者等、福祉事務所の外に相談支援ができたが、それらをまとめるのが重層的支援体制整備事業と認識している。行政が重層的支援体制整備事業をグリップする上でも、福祉事務所の体制を重層上どう位置づけるか考えることが必要ではないか。
- 医療・介護や地域包括ケアシステムとの連携が必要。
- 重層的支援体制整備事業を活用した医療と福祉の連携や、自立相談支援員の研修に自殺対策について学ぶ項目を追加する等、自殺対策との連携体制の構築が必要。
- 当事者の意見を活かした地域づくりの取組が必要。
- 子どもを入口とした相談の増加等を踏まえ、地域が包括的に受け止める体制づくりが必要。
- 様々な施策における支援をつなげるコーディネーターが必要。

(18-1-1) 生活困窮者支援における居住支援等のあり方について

各論	主な意見
①居住支援全般について	<ul style="list-style-type: none">● 居住支援法人や空き家、集合住宅、就労支援等といった社会資源との連携を強化する必要。● 自立相談支援機関への居住支援の専門職員の配置や専門職員の育成等により、専門的な支援を強化することが必要。● 地域の居住支援協議会への生活困窮者支援の担当者の参加を原則化すべきではないか。
②一時生活支援事業等について	<ul style="list-style-type: none">● 事業の対象を居住や社会参加に課題を抱える人全体に広げることが必要。● 現在の一時生活支援事業と地域居住支援事業を再編し、どちらか一つでも選択できるようにした上で、必須化を検討することが必要。● 一時生活支援事業や地域居住支援事業は生活保護世帯でも利用できるようにする必要があるのではないか。● 他の事業と比べて実施率が低いため、必須化を検討する際には、補助率の引上げや現場のニーズに即した取組方法の検討が必要。● 若者や女性への支援を強化するため、情報発信方法や施設の受入体制を見直す必要がある。

(18-1-1) 生活困窮者支援における居住支援等のあり方について

各論	主な意見
③住居確保給付金について	<ul style="list-style-type: none">● 離職・廃業後2年以内といった対象者要件や、児童扶養手当を収入として算定するといった収入要件などの支給要件を見直すことが必要。● 支給期間を必要に応じて延長できるようにする必要がある。● 自営業者に対する求職活動要件を見直す必要がある。● 再支給や職業訓練受講給付金との併給等のコロナ禍での特例措置の恒久化が必要。● 支給上限額の引上げ等による支援体制の充実が必要ではないか。● 高齢化や低所得世帯ほど家賃負担率が高いことを踏まえた社会手当化の検討も必要だが、手当相当額の転嫁による家賃相場の上振れや住宅ローン減税とのバランスにも留意が必要。

(18-1-2) 生活保護における居住支援等のあり方について

各論	主な意見
①保護施設について	<ul style="list-style-type: none">● 救護施設について、個別支援計画の策定を進めていくことが重要ではないか。また、そのための職員の資質向上を図るべきではないか。● 救護施設の有するノウハウ・役割を地域共生社会に活かすべきではないか。● 被保護者の地域移行を進めるためにも、救護施設と福祉事務所の連携が重要ではないか。● 救護施設等における居宅移行への支援に係る事業について強化すべき。
②無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設について	<ul style="list-style-type: none">● 無料低額宿泊所に対する指導及び支援の質を高めるため、届出について罰則規定を設けるべき。● 日常生活支援住居施設の設置促進を図るべきではないか。
③居宅移行について	<ul style="list-style-type: none">● 救護施設等における居宅移行・定着への支援に係る事業について強化すべき。【再掲】

(18-2-1) 生活困窮者支援における支援を担う体制づくり及び人材育成等について

各論	主な意見
①都道府県及び町村の役割のあり方等	<ul style="list-style-type: none">● 社会資源の限られる町村にとっては都道府県や国からの支援は重要であり、困難な事例に関する意見交換の場の設定などの支援が必要。
②人材養成研修のあり方	<ul style="list-style-type: none">● 現在研修を実施していない一時生活支援事業や子どもの学習・生活支援事業に関する研修が必要。● 研修の実施については、引き続き国がイニシアチブをとりつつ、階層別研修も実施することが必要。● アウトリーチを推進するためにも、生活困窮者自立支援制度の庁内連携に関する研修や、専従職員の配置が必要ではないか。● 生活保護の従事者との合同研修の実施が必要ではないか。● 地元で活躍する支援者との交流ができるような研修が必要ではないか。● 人員体制の強化のため、支援員の処遇改善や定着促進のための財源確保を行う必要。● 個別分野の専門職と同時に、ソーシャルワークのジェネラリストとして、社会福祉士を活用することが重要ではないか。

(18-2-2) 生活保護における支援を担う体制づくり及び人材育成等について

各論	主な意見
①自治体支援について	<ul style="list-style-type: none">● 福祉事務所を設置していない町村において生活困窮者・被保護者への相談支援に主体的に取り組める仕組み・広域的な対応について検討が必要。● 居住地特例について、わかりやすさの観点から介護保険の住所地特例に合わせる形で見直すべき。
②人材養成研修等について	<ul style="list-style-type: none">● 地元で活躍する支援者との交流ができるような研修が必要ではないか。【再掲】● 国による人材養成の指針策定や研修担当者のための研修実施、及び研修素材の更新等が必要ではないか。● 査察指導員に対する研修は、実務の理解だけでなく、横のつながりの構築等の意味でも重要であり、可能な限り新任者が参加できるようにすべきではないか。

(18-3) 生活保護業務の効果的・効率的実施及び不正受給対策について

各論	主な意見
①事務負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の機関との連携でそれらの専門性を活かすことで、保護のサービス・支援のクオリティを上げることが結果的にケースワーカーの負担軽減につながる。 ● 好事例の展開や研修等により現場の負担軽減を図るべき。 ● 職員の業務負担軽減のため、できる限り会計年度任用職員ではなく正規職員での充足を検討すべき。 ● ケースワーカーの事務的負担を軽減をしていく必要はあるが、ケースワークを生かすというコアはやはりケースワーカーが担うべき。 ● 市民の命を守ることにについて公権力のある自治体が責任を持って行うべき。市民の困窮を肌で感じ、把握するのは自治体の役割。 ● 関係機関等との情報共有により、必要な状況が確認できる場合について訪問計画上の3回目以上の家庭訪問としてみなすことは妥当。 ● 家庭訪問の見直しにあたって、ケースワーカーが会議体に参加しない・単に参加して終わりということになる等、手段が目的にならないよう留意が必要。 ● ICTの利活用が事務負担の軽減に繋がるのではないか。その際、ユーザーである被保護者が利用しやすい方法を検討すべきではないか。
②不正受給対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護の不正受給に係る偏見についても是正されるべきではないか。 ● ICTの利活用により、ミスマッチが減り、不正受給の減少にも繋がるのではないか。

その他の意見について

主な意見

- 個人情報の取扱いも含め、デジタル技術の活用を検討することが必要。
- 生活保護の単給化の議論が必要ではないか。
- 生活保護の単給化については、各金銭給付を一体として最低生活保障を組み立ててきた生活保護制度の在り方について議論する必要があり、法制的な観点からハードルが高いのではないか。